

滋賀県道路整備アクションプログラム(2023)の策定について

1 概要

- 令和3年度に、今後20年間の道路整備の基本方針となる「滋賀県道路整備マスタープラン(第3次)」を策定した。本年度は、マスタープランの方針に基づき、将来10年間の具体的な道路整備計画である「(仮称)滋賀県道路整備アクションプログラム2023」を策定する。

2 アクションプログラムの対象事業

- マスタープラン(第3次)の取組方針に基づき、以下のとおり分類した事業を対象
 (※参考：現行APは「改築事業」「交通安全事業」で分類)

道路整備マスタープラン(第3次)		(仮称)道路整備アクションプログラム2023	
取組の柱	取組の柱を実現するための施策	対象事業	
ワーク間ネットワーク整備事業	1 つながる・ひろがる	① 拠点間ネットワーク整備事業 バイパス整備、道路拡幅、交通結節点整備(SIC)、交差点改良、ピワイチ、等	
	2 スムーズでクリーン		
	拠点内道路空間整備事業	3 快適でセーフティ	② 拠点内道路空間整備事業 歩道整備、自転車道整備、道路空間再配分、乗換拠点整備、等
		4 行きたくなる・居たくなる	
		ソフト事業	
		ソフト事業	

- 対象期間は令和5年度から令和14年度までの10年間(前期：令和5年度～令和9年度)
- ①拠点間ネットワーク整備事業、②拠点内道路空間整備事業については個別箇所を掲載予定。
- その他(無電柱化、道の駅等)についても県として推進する事業として掲載予定。

3 掲載箇所の選定方法

- 土木事務所・支所ごとに設置する「地域ワーキング」で、管内道路の課題等のご意見を頂き、「客観的評価マニュアル」において、「地域の重点項目」として加点する。
- その他、渋滞や交通事故の状況、B/Cなどから各事業を評価し、地元調整や用地取得状況などの事業熟度を考慮して、個別箇所の優先順位付けを行い、掲載箇所を選定する。

4 策定スケジュール

- 地域ワーキング → 7月～12月の間に計4回予定
- 県議会への報告
 - 10月常任委員会(9月定例会議)：策定状況の中間報告
 - 1月常任委員会(閉会中)：個別掲載予定箇所(案)の報告
 - 3月常任委員会(2月定例会議)：(仮称)アクションプログラム2023(案)の報告
- 策定・公表 → 令和5年3月

